

証拠調べ請求書

再審請求人 林 眞須美

和歌山地方裁判所刑事部 殿

平成22年10月18日

弁護士 石 塚 伸 一

同 小 田 幸 児

同 高 見 秀 一

同 寺 田 有美子

同 中 道 武 美

同 安 田 好 弘

以下のとおり、証拠調べを請求する。

1 書証

- 弁1 ■■■■■の陳述録取書（平成21年7月5日、録取者安田好弘・小田幸児・高見秀一）
- 弁2 検証調書（平成10年12月20日付、司法警察員■■■■■作成。■■■■■の■■■■■宅ガレージへの視認状況についての検証調書。第1審で甲806号証として取調請求されたもの）
- 弁3 実験結果報告書（平成18年10月22日作成、弁護士安田好弘作成。弁護人が、■■■■■宅のカーテンと類似のカーテンを用いて、■■■■■宅から■■■■■宅ガレージまでの距離とほぼ同じ距離先におかれた物体へのカーテン越しでの視認状況を実験した経緯及び結果について作成した報告書）
- 弁4 林健治の陳述書（平成21年7月19日、録取者安田好弘・中道武美）
- 弁5 捜査概要（和歌山県警察本部作成）
- 弁6 ■■■■■の陳述録取書（平成22年6月28日）
- 弁7 検面調書 ■■■■■（平成11年2月10日、第1審で甲84号証として取調請求されたもの）
- 弁8 検面調書 ■■■■■（平成11年2月12日、第1審で甲85号証として取調請求されたもの）
- 弁9 検面調書 ■■■■■（平成11年2月19日、第1審で甲86号証として取調請求されたもの）
- 弁10 検面調書 ■■■■■（平成11年2月20日、第1審で甲87号証として取調請求されたもの）
- 弁11 検面調書 ■■■■■（平成10年10月23日、第1審で甲65号証として取調請求されたもの）

- 弁12 検面調書 ■■■■■ (平成10年11月30日、第1審で甲66号証として取調請求されたもの)
- 弁13 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月23日、第1審で甲68号証として取調請求されたもの)
- 弁14 検面調書 ■■■■■ (平成10年11月24日、第1審で甲69号証として取調請求されたもの)
- 弁15 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月23日、第1審で甲70号証として取調請求されたもの)
- 弁16 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月23日、第1審で甲71号証として取調請求されたもの)
- 弁17 検面調書 ■■■■■ (平成10年12月11日、第1審で甲72号証として取調請求されたもの)
- 弁18 検面調書 ■■■■■ (平成10年12月11日、第1審で甲73号証として取調請求されたもの)
- 弁19 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月23日、第1審で甲74号証として取調請求されたもの)
- 弁20 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月24日、第1審で甲75号証として取調請求されたもの)
- 弁21 検面調書 ■■■■■ (平成10年12月21日、第1審で甲76号証として取調請求されたもの)
- 弁22 検面調書 ■■■■■ (平成10年11月28日、第1審で甲77号証として取調請求されたもの)
- 弁23 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月10日、第1審で甲78号証として取調請求されたもの)
- 弁24 検面調書 ■■■■■ (平成10年11月23日、第1審で甲79号証として取調請求されたもの)

弁25 検面調書 ■■■■■ (平成10年10月23日、第1審で甲80号証として
取調請求されたもの)

弁26 検面調書 ■■■■■ (平成10年12月10日、第1審で甲81号証とし
て取調請求されたもの)

弁27 検面調書 ■■■■■ (平成10年11月26日、第1審で甲82号証として
取調請求されたもの)

2 証人尋問請求

(1) ■■■■■

立証趣旨

カレー鍋を開けたのは請求人ではなく■■■■■であり、■■■■■が目
撃したのは■■■■■であって請求人ではないこと。

(2) 林健治

立証趣旨

くず湯事件において、ヒ素を飲んだのは、林健治本人であって、
請求人は何ら関与していないこと。

(3) ■■■■■

立証趣旨

請求人宅の台所には、台所容器(白プラスチック製小物入れ)が存在
していなかったこと。

(4) 安田好弘

立証趣意

実験の結果、■■■■■の位置から白レースカーテン越しには、請
求人を視認することができないことが判明したこと。

3 鑑定請求

別途請求している鑑定請求書のとおり。

以上